

議 事 日 程 (第1号)

平成21年4月28日(火曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第2号 専決処分報告について
- 専第3号 東白川村税条例等の一部を改正する条例について
- 専第4号 平成20年度東白川村一般会計補正予算(第8号)
- 専第5号 平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 専第6号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第5号)
- 専第7号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 専第8号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第32号 東白川村豊かな森づくり基金条例について
- 日程第5 議案第33号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第34号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第35号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第36号 工事請負契約の締結について
- (日程追加)
- 日程第9 議長辞職の件
- 日程第10 議長の選挙
- 日程第11 副議長辞職の件
- 日程第12 副議長の選挙
- 日程第13 常任委員会委員の選任の件
- 日程第14 議会運営委員会委員の選任の件

出席議員(7名)

1番	安江利英	2番	服田順次
3番	今井保都	4番	安倍徹
5番	安江浩	6番	安江祐策
7番	熊澤光介		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江真一	教育長	安江雅信
参事	今井俊郎	会計管理者	安江清高

総務課長 楯 光 一
産業建設課長 松 岡 安 幸
診療所
事務局長 安 江 裕 尚

村民課長 安 江 弘 企
教育課長 安 江 宏

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 河 田 孝
書記

開会及び開議の宣告

議長（今井保都君）

ただいまから平成21年第 1 回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（今井保都君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、6番 安江祐策君、7番 熊澤光介君を指名します。

会期の決定について

議長（今井保都君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りとすることに決定しました。

報第 2 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第 3、報第 2 号 専決処分報告について、専第 3 号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてから専第 8 号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）までの 6 件を専決処分関連により一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

報第 2 号 専決処分報告について。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第 3 項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成21年 4 月 28 日提出、東白川村長。

記、1．東白川村税条例等の一部を改正する条例について。2．平成20年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）。3．平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）。4．平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）。5．平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。6．平成21年度東白川村一般会計補正予算（第 1 号）。

いずれも別紙でございますが、それぞれ担当課の方で説明をさせていただきます。

議長（今井保都君）

安江弘企村民課長。

村民課長（安江弘企君）

次のページですけれども、専第3号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成21年3月31日、東白川村長。

1．東白川村税条例等の一部を改正する条例について。

次のページから村税条例の改め文を上げておりますけれども、朗読を省略させていただきます。新旧対照表も変更をしておりますけれども、説明資料で説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

専決の理由ですけれども、地方自治法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴いまして専決をさせていただいたものでございます。

主な改正概要ですけれども、第32条の5の2から第32条の5の5、これにつきましては公的年金から住民税の引き落としについて規定がされておりました、年金以外の所得についても住民税に加算をして公的年金から引き落としをするようになっておりましたけれども、後期高齢者等の批判等もありまして、これが加算をしないように改正をされております。

第42条の3ですけれども、医療関係者養成所に係る固定資産税ですけれども、非課税措置がとられておりました対象の法人等に社会医療法人、それから非営利型一般社団、財団法人が追加をされております。この4月1日施行であります。

第42条の5の2ですけれども、社会医療法人が直接救急医療等の確保事業に用いる固定資産税ですけれども、非課税とするような措置がとられております。これも4月1日施行でございます。

その次、附則の5の6．個人の村民税の住宅借入金の特別控除ですけれども、今までは申告をいただいておりますが、税務署に住宅借入金等の特別控除の計算明細書が提出されている場合については村への申告が不要になりました。これは22年4月1日の施行でございます。

それから、附則の第5条の6の2ですけれども、これが新たに創設をされました。個人住民税における住宅ローンの控除でございます。対象者としましては、平成21年から25年までに新たに住宅を建てられて入居された方が対象になります。控除額ですけれども、所得税の方から控除し切れなかった分につきまして、住民税の方で最高9万7,500円を限度に住宅の控除がされるようになっております。これは22年4月1日施行でございます。

それから、附則の第7条の4ですけれども、優良宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の村民税の課税の特例でございますけれども、これが平成26年度まで5年間延長されております。個人の住民税につきましては、都道府県民税と市町村民税を合わせて5%というふうになっておりましたけれども、特例として2,000万以下の部分については4%ということで、これが5年間延長をされております。これが4月1日の施行でございます。

附則の第7条の7ですが、新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ですけれども、高齢者向けの優良賃貸住宅は村内にはありませんけれども、政府の補助を受けて建てられたものが固定資産税の減額措置になるということで追加をされております。4月1日が施行でございます。

それからもう一つ、長期優良住宅普及促進に関する法律の施行日から22年3月31日までに新築されました認定長期優良住宅のうち、中高層耐火建築物である住宅について固定資産税が2分の1に減額されます。これは、施行が21年6月4日になっております。

附則の第8条の2から附則の第10条までですけれども、これにつきましては、固定資産税の負担調整の関係です。評価がえがありまして、21年度から新たに課税がされるわけですけれども、負担調整措置が21年から23年まで、今までどおりに継続をされるというものでございます。負担水準ですけれども、一定の割合以上とは、宅地については80%ですけれども、一定割合以上の土地については前年度の課税標準額を据え置くような措置がとられております。それから、負担水準が一定未満の場合については、前年度の課税標準額に5%を加算するというふうで、一気に評価額が上がらないような措置がとられております。

最後になりますが、附則第13条の3は上場株式に係る配当所得に係る村民税の課税の特例ということでございますけれども、配当、それから譲渡益につきましては軽減税率が設けられております。この規定が平成23年12月31日までということで、3年間延長をされております。以上です。

議長（今井保都君）

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

戻っていただきまして、専第4号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。平成20年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ133万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,694万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年3月31日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正のところは朗読を省略させていただきます、4ページの第2表 繰越明許費補正でございます。追加でございます。

2款11項定額給付金給付事業ですが、金額が687万3,000円、それから3款2項の子育て応援特別手当交付金支給事業921万9,000円ですが、20年度の3月31日までに執行した分が、それぞれ給付金ベースでいきますと、定額給付金の方が96%ほどでございますし、子育て応援の方は97%というこ

とで、定額給付金につきましては、あと37件ほどですし、子育て応援特別手当については、あと1世帯1名というような状況でございますが、これはきのうまでのことですが、4月に入りましてから、村内の各所へ出たりしてやりましたけれども、そんな状況でございます。

この中には事務費の分も入っていますが、事務費につきましては、賃金、消耗品等でございます。

次に、繰越明許費補正でございます。変更10款2項の小学校施設営繕費ということで、変更後29万1,000円がふえておりますが、1,440万5,000円ということで、工事の監理委託料の分が落としておりましたので、ここで追加させていただくものでございます。

次に5ページの第3表 地方債補正。いずれも変更でございまして、変更前、変更後の起債の方法から償還の方法につきましては変更ございません。限度額の変更のみでございますので、よろしくをお願いします。

過疎対策事業におきましては、変更後20万円の減ということで、これはポンプ自動車の入札差金による減額でございます。

それから、施設整備事業につきましても、変更後10万円の減ということで、これもポンプ自動車の分でございます。

それから、災害復旧事業につきましては、穴沢本線と栃山線の入札差金によるもので、20万円の減額でございます。

最後の臨時地方道整備事業につきましては、県道改良負担金の確定によりまして、10万円の増というものでございます。

7ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきまして、9ページをお願いします。

2.歳入。9款1項1目地方交付税、補正額75万3,000円の減額でございます。普通交付税でございます。

13款1項4目衛生費国庫負担金、補正額12万7,000円追加。保健事業負担金の前年度の精算追加交付でございます。

11目災害復旧費国庫負担金、補正額52万4,000円の減。これは村道災害復旧国庫負担金の事業費確定による減でございます。

13款2項8目土木費国庫補助金、補正額2万円は木造住宅耐震診断補助金でございますが、県費と国費に分けた関係で、ここで増額でございます。

14款1項4目衛生費県負担金、補正額12万7,000円追加。国費と同じように、保健事業の前年度の精算追加交付でございます。

10ページの14款2項3目民生費県補助金、補正額11万9,000円追加。ぬくもり灯油券の事業に対する県の振興補助金の交付でございます。

8目土木費県補助金、補正額2万円減額。これは耐震診断の県費の減でございます。

10目教育費県補助金、補正額7万1,000円減額。高校生通学支援の事業費確定による県補助金の

減額でございます。振興補助金の減でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額7万円追加。説明欄にありますお二方からいただいたふるさと思いやり基金指定寄附金でございます。

19款4項4目雑入、補正額2万5,000円の減額。高校生通学バス利用者の負担金の減でございます。

20款1項8目土木債、補正額が10万円追加。県道改良負担金に対するものでございます。

それから11ページの方に行きまして、9目消防債、補正額30万円。ポンプ自動車に対する過疎債と施設整備債のそれぞれ減でございます。

11目災害復旧債、補正額20万円の減額。村道の災害復旧の二つの工事に対する災害復旧債の減でございます。

12ページの3の歳出、2款1項1目総務の一般管理費、補正額7万円追加。寄附金の思いやり基金への積み立てでございます。

3款1項3目保健福祉費、補正額34万7,000円の減。これはぬくもり灯油券購入助成事業の灯油券の扶助費ですが、確定による減でございます。

4款1項2目予防費、補正額はございませんが、財源補正でございまして、前年度精算金が国・県支出金の特財となりましたので、一般会計を減らすというものでございます。

13ページの8款1項1目土木総務費、補正額はございません。これも財源補正で、財源のところがゼロになっておりますが、特定財源の一番左の国・県支出金で国が2万円ふえまして、県が2万円減ったということで、数字はゼロでございますが、そういった財源補正でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額ゼロ。これも財源補正で、地方債がつかましたので一般財源を減額というものでございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額1万6,000円追加。これにつきましては、消防総務費のところで、2月末から3月の頭にかけては行方不明者の捜索に延べ200人の消防団員が出動しましたので、その団員報酬と、それから訓練費のところでは春・夏・秋、それから新入団者への訓練等の支出実績による減額でございます。

2目消防施設費、補正額14万5,000円の減。これにつきましては、消防施設管理費のところで村民センターの屋上についていますサイレンの、役場側が操作する庁舎内のビデオの故障によります修繕料4万円、それからポンプ自動車の整備事業で入札差金等の減ということでございます。

それから、14ページの10款1項2目教育委員会の事務局費のところで、補正額14万4,000円の減でございますが、高校生通学バスの運行負担金の実績による減額でございます。

11款2項1目道路橋梁災害復旧費、補正額78万円の減額。これは穴沢本線と栃山線の災害復旧工事の入札差金による減額でございます。

一般会計は以上でございます。

議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企。

村民課長（安江弘企君）

専第5号 平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）。平成20年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,967万円とする。

2．歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年3月31日、東白川村長。

1枚めくってもらった第1表、それから4ページの事項別明細書総括の朗読を省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

7款1項1目繰越金、補正額29万円。前年度の繰越金でございます。

3．歳出。7款1項3目交付金償還金、補正額29万円でございます。地域支援県交付金の返還金が4万円と介護保険事業国庫補助金に係る返還金が25万円でございます。以上です。

議長（今井保都君）

安江裕尚診療所事務局長。

診療所事務局長（安江裕尚君）

専第6号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年3月31日、東白川村長。

2ページの第1表と、それから4ページの事項別明細書総括の朗読を省略しまして、5ページ、2．歳入。5款2項1目医療設備等整備基金繰入金、補正額131万円減額。

7款1項1目雑入、補正額131万円の増額ということで、歳入の財源補正をさせていただきました。

それから3．歳出。2款1項1目医業費、補正額ゼロということで、一般財源と特別財源の財源補正をそれぞれ131万円しました。以上です。

議長（今井保都君）

安江村民課長。

村民課長（安江弘企君）

専第7号 平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。平成20年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,150万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年3月31日、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきます、5ページの2の歳入から朗読をさせていただきます。

3款2項1目補助金、補正額3万2,000円、円滑運営臨時特例補助金でございます。

6款2項1目県補助金、補正額14万2,000円の減額でございます。

7款1項1目国庫補助金、補正額14万2,000円の増額でございます。県と国庫の歳入区分を間違えておりまして、入れかえをさせていただくものでございます。

6ページになりますけれども、3の歳出でございます。1款1項1目一般管理費、補正額ゼロでございます。これは財源補正をしたものでございますけれども、財源補正の特定財源のところの一番左の国庫支出金ですけれども、県が14万2,000円減額し、国が14万2,000円増額していますので、差し引きでゼロということでございます。

1款2項1目徴収費でございますけれども、3万2,000円の補正でございます。説明としまして、収納処理手数料の補正でございます。

議長（今井保都君）

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

専第8号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1,563万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成21年4月13日、東白川村長。

2ページの第1表と、それから4ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきます。5ページからお願いします。

2. 歳入。18款1項1目繰越金、補正額163万3,000円追加。前年度繰越金でございます。

3. 歳出。10款2項1目学校管理費、小学校でございますが、補正額163万3,000円の追加。説明欄でございますように、小学校の施設営繕費ということで、体育館の外壁の傷みが非常に亀裂等で補修が必要ということでございます。その工事費とあわせて旧の雨どいの処理費ということで、処理困難物の処理委託料5万8,000円でございます。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これから、専第3号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてから専第8号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第1号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第3号 東白川村税条例等の一部を改正する条例についてから専第8号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第1号）までの6件については、原案のとおり承認されました。

議案第32号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第4、議案第32号 東白川村長豊かな森づくり基金条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸。

産業建設課長（松岡安幸君）

それでは議案第32号 東白川村豊かな森づくり基金条例について。東白川村豊かな森づくり基金条例を別紙のとおり提出する。平成21年4月28日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、朗読をさせていただきます。

東白川村豊かな森づくり基金条例。

（設置）第1条 東白川村村内で行う森林整備に対し、企業から必要な財源の支援を受けることにより、寄附を通じた森林づくり及び都市との交流を図り、豊かな森づくりに資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、東白川村豊かな森づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）第2条 基金に積み立てる額は、企業から寄附された寄附金の額とする。

（管理）第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（基金の処分）第5条 基金は、第1条の設置目的を達成するための森づくりに要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の使用)第6条 基金を使用する場合は、毎年度必要な額を一般会計歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(委任)第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から定める。

この基金の設置の経緯につきましては、F S Cの森林認証の育成に、企業からの寄附金が活用できないかということで、森林組合と岩手県の岩泉町の方で実績のあります三菱製紙の方と話が今現在進められておりまして、その方法は、この三菱製紙が仲介となりまして、紙のユーザー企業が町村へ寄附をして、その寄附金を有効活用するというようなことが岩泉町で行われております。それをここの東白川でもできないかなということで、森林組合の方で今折衝をされております。また、これとは別途に、東白川製材と取引のあります一宮の東陽住建さん、それから岐阜の後藤木材の方からも寄附の話が今ありまして、ちょっと話が進んでおります。寄附はまだこれからですが、先にちょっとこの条例を設置させていただきまして、村はこういう基金をつくって準備しております。寄附をお願いしますというような活動を行っていきたいと思いますので、今回この条例を出させていただきました。実際に寄附がなされましたら、今度はこの基金を積み立てる条例、予算ですね、それからどういうふうにするかという支出の方の補正予算、また寄附を実際にいただいてから、補正予算を出させていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長(今井保都君)

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

4番 安倍徹君。

4番(安倍 徹君)

ちょっとお伺いいたします。

寄附金をもらうというか、申し出があって、この基金条例をつくられたと聞いております。この内容についてなんですが、例えば、寄附する側としてどういう趣旨でおやりになるのか、例えばCO₂削減とか、あるいは環境保護とか、それなりの理由づけがあると思うんですが、そこら辺がわかっていたら、説明をいただきたいと思います。

議長(今井保都君)

松岡安幸産業建設課長。

産業建設課長(松岡安幸君)

今、三菱製紙の方と後藤木材の方、東陽住建さんの方と若干内容が違ってくるかと思いますが、恐らく三菱製紙の方はCO₂削減とか、そういう意味合いになってくると思いますし、後藤木材さんの方につきましてはCO₂もありますけれども、実際に住宅を建てられるわけですので、地震に耐えられるF S C材とか、そういうような研究とかP Rとか、そういう方向になってくるんじゃないかと思います。その寄附をいただいた趣旨の、今度は支出の方の予算というような形になってく

ると思いますので、よろしく申し上げます。

議長（今井保都君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 安江祐策君。

6番（安江祐策君）

今回、この森林づくり基金条例ということは、あくまで企業からの寄附金ということでありまして、昨年制定されましたふるさと思いやり基金の中でも、今回の補正にも出ておりますけれども、個人から寄附された中に、今回基金条例と同じく趣旨的に個人でも、今質問があったように個人的に環境とか、山に対する思いで寄附されているものがきっとあると思いますけれども、その辺の兼ね合いということをちょっと一度確かめたいと思います。

議長（今井保都君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

ふるさとづくりの寄附金でも、自然環境への配慮ですとか、東白川の村道を豊かにするという項目が入ってございますが、確かに目的は一緒でございます。事業によっては二つの基金からそれぞれお金を出し合ってやっていくということも将来あるかもしれませんが、今回は企業からの寄附を受け入れる受け皿として、ふるさとづくりは税額の控除という一つの目的がございましたのでちょっと区別をして扱いますが、事業によっては、これからでございますけど、一緒の目的を達成するために両方の基金からということもあり得るかと思いますが、現在のところはまだ決まっております。

議長（今井保都君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これから、議案第32号 東白川村豊かな森づくり基金条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第32号 東白川村豊かな森づくり基金条例については、原案のとおり可決されました。

議案第33号から議案第35号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第5、議案第33号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第7、議案第35号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件は、補正関連により一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第33号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,349万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,913万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年4月28日提出、東白川村長。

2ページの第1表とそれから5ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略させていただきます。

6ページ、2.歳入からお願いします。

14款2項7目商工費県補助金、補正額1,077万9,000円追加でございます。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額40万円追加。これにつきましては説明欄にありますように、東白川中学校のPTAの方から部活用備品の購入指定の寄附金でございます。

18款1項1目繰越金、補正額124万1,000円追加。前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額107万8,000円追加。これにつきましては備考欄にありますように、消防団員の退職報償金、1名が追加で退団することになりましたのでその分と、それから助産師の派遣負担金ということで、下呂温泉病院の方へ月平均6回ぐらいの派遣ということで、それに対する県の方からの負担金収入86万4,000円でございます。

7ページの3の歳出でございます。4款1項3目母子健康センター費、補正額はございませんが、財源補正ということで、その他の特定財源で86万4,000円、それから一般財源が同額を減額するものでございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額1,240万円追加。説明欄にございますように、商工会の商業活性化支援事業、いわゆるプレミアム商品券の関係でございますが、100万円でございます。それから、緊急雇用創出事業につきましては、3本立てでございます、それぞれ690万から110万まで、合わせて1,140万円の委託料でございます。

9款1項1目非常備消防費、補正額24万2,000円追加。歳入の方で説明しましたように、退職報償金1名分でございます。

10款3項2目教育振興費、補正額85万6,000円追加。これにつきましては、指定寄附金をいただいで中学校の部活用の関係備品、プラスバンド部、それからバレーボール部、テニス部、この三つのところへそれぞれで85万6,000円というものでございます。以上でございます。

議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第34号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ291万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,911万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年4月28日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから4ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、5ページの歳入から朗読をさせていただきます。

10款1項1目繰越金、補正額291万円。前年度の繰越金でございます。

3. 歳出。5款1項1目老人保健医療費拠出金、補正額290万6,000円でございます。これは、前々年度の医療費に係る拠出金でございます。

3目老人保健事務費拠出金、補正額4,000円でございます。事務費に係る拠出金でございます。以上でございます。

議長（今井保都君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

診療所事務局長（安江裕尚君）

議案第35号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,768万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成21年4月28日提出、東白川村長。

2ページの第1表と4ページの事項別明細書総括の朗読を省略させていただきまして、5ページ歳入。6款1項1目繰越金、補正額168万3,000円。前年度繰越金でございます。

歳出。2款1項1目医業費、補正額168万3,000円。以下、給料、それから手当、共済費等につきましては、医師の交代による増額でございます。

一番下の旅費につきましては費用弁償になってはいますが、これは赴任の移転の費用で一応計上しております。

総額168万3,000円ということでございます。明細につきましては、説明欄に記載してあります。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

一般会計の6ページ、商工費補助金1,077万9,000円というやつ。ちょっと僕は勉強不足で申しわけない。聞いておったかもしれんけれども、どういう経緯でこれが入ってきて、商工会のここの三つの項目に使うという説明をちょっとお願いします。

議長（今井保都君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

商工会補助金は、長期戦略活性化対策事業の100万円でございます。これはプレミアム商品券に充てる部分でございます。それから、その下の緊急雇用創出事業というのは、6ページにあります県の補助金で、緊急雇用創出事業の基金の補助金1,077万9,000円がこっこの緊急雇用に当たるものでございます。これは国の20年度補正で岐阜県へ来て、岐阜県が基金に積み立てておきまして、それを町村へ21年度と22年度に分けて緊急雇用の交付金を出すものでございます。村は今年度に約80%、来年度に20%を、県からのお金が来ますので、緊急対策に使っていくという予定でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

1番 安江利英君。

1番（安江利英君）

これは申請してあったから来たというものか、来たからこういうふうに使い道を決めたというのか、目的があったのかなかったかと、それだけのことですが。

議長（今井保都君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

村からの申請は、本当はもっと大きな額でございました。これ、実は岐阜県には15億円来ました。それを各市町村から多くの要望が出てきました結果、県がある程度均等割、人口割とか、失業者割などで均等割にできまして、東白川は1,341万7,000円という配分が来まして、そのうちの8割の1,077万円を21年度に使いなさいよ、次の2割を翌年度緊急雇用に使いなさいよと、そういう配分がなされてきましたので、うちの予定していたより若干下がってききましたけれども、その事業を行いたいというものです。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

1 番。

1 番（安江利英君）

大分前に茶工場へ、何かやりたいことの調査があったもので、森林組合であるとか、その金ということか、これは。そういう要望があった場合、申請しておいて、採択、不採択は別だけれども、採択を受けた場合、対応できるというふうにしてみえたという、その金か、これは。

議長（今井保都君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

それとはまた別でございまして、前は臨時交付金 1 億どんだけ、3 月末の補正でやっていただきましたけれども、それは臨時交付金です。実は、今度の国の 21 年度の 1 次補正で、まだわかりませんけれども、そんなようなものがまた出てくる可能性があるんじゃないかと思っております。

議長（今井保都君）

ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

4 番 安倍徹君。

4 番（安倍 徹君）

同じく緊急雇用対策事業でちょっと質問します。

それぞれのこの費用、いわゆる雇用対策に今回出されたものなんでございますけれども、それぞれに配分をされて、それぞれのところで使っていただくということだろうと思いますが、実際の話、例えば道路河川景観整備事業、これは森林組合に委託をされると思うんですが、この費用というのが、いわゆる事務経費に使う部分も入ると思います。したがって、真水といえますか、実際に雇用対策として、これはなるべくたくさん利用せんといかんわけなんで、その点のところはどの程度に考えてみえるか。下手すると、こういう補助に対するものというのはいろいろな書類とか縛りがございまして、なかなか 100% 自由に使えない部分が多いんですが、その辺のところはどういうふうな配分をされたかということをお伺いをしたいと思います。

議長（今井保都君）

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長（松岡安幸君）

この部分はなかなか縛りがありまして、事業費に占める人件費、雇用者が雇ったその人に支払うお金ですが、そういうものが 7 割以上になってはならない。事業所のもうけというのが極端に少なくなってきたしております。いわゆる緊急雇用ということですので、そのようになっています。

それから、失業者の割合がまた 4 分の 3 以上、雇用しなさいということになってきていますので、またそれも一つのハードルになってきております。

〔挙手する者あり〕

議長（今井保都君）

4番 安倍徹君。

4番(安倍 徹君)

そのように私も聞いておりますので、かなり難しいんじゃないかなと思います。したがって、事業者へ配分というか、やっていただくようにするとどうしても経費がかかりますが、これって役場で仕切るといふわけにはいかんのですか。

議長(今井保都君)

産業建設課長 松岡安幸君。

産業建設課長(松岡安幸君)

直接執行ということはだめですので、委託か工事発注かということになりますので、道路の方と生活道の方は森林組合とか、土木業者への入札でできないかと思っておりますし、公共施設の方はシルバーの協会がありますので、シルバーの方は再登録というか、一度解散して新規になりましたので、そちらはシルバーの方へ委託ができないかなというふうに思っております。

それから、道路の方につきましては作業員が5人で60日間、あと技術者が1人ついて60日というふうに予定していますし、生活道の方につきましては作業員が5人で40日、技術者が1人で40日というふうになっていますし、公共施設の方は賃金で、5人で20日間というような割り振りで計算をしてきております。あと作業員の代金とか、年度割とか、保険料とか、一応そういうものも加味して、この積算になっております。

議長(今井保都君)

村長 安江眞一君。

村長(安江眞一君)

前年からですけれども、政府の景気対策ということでいろんなメニューがございまして、それぞれにいろんな縛りがあって、それを見きわめながら、なるべく、先ほど1番議員の言われたように多目に出しております。その中でついたものにできるものをとにかく取り入れていくという村の姿勢でございます。村が何かたくさんお金をつけてやらんならんなような事業でなくて、景気対策においてはそのような方針でやっております。この緊急雇用対策というのは、お金を払って失業者を減らすという政府の目的に沿ったものということですが、なかなかこういう小さな村ですと、はっきりハローワークにどの程度の人がどのような仕事ができるのかということもわかりにくいということで、できれば森林組合あたりでそれによって雇用が発生しないかと。そしてまた、景観整備にお金を使えば、そのほかのそれに使ったものが節約できるというような、いろんなことを加味しながら係の方で出しておってくれるものでございます。その縛りの中でやらないかという苦しい面はございますが、景気対策といえども予算がおりてくるというようなことで、大変ありがたいことでございますので、有効に使わせていただきたいと、こんなふうに思っておりますので、また御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(今井保都君)

4番 安倍徹君。

4番(安倍 徹君)

今こういう世の中でございますので、村民の方々も仕事がないところ、あるいは建築業界なんかでも遊んでみえる方もございます。そういう状況でございますので、こういう緊急雇用創出事業という銘を打ちますと、それぞれに期待が大きくなるわけでございます、内容がわからん限り。したがって、この運用については安易に考えずに、いわゆる少しでも役場サイドで縛りがあるでしょうが、勘考すればできますので、こういうものをたくさんの方が働ける場を創出するという観点に立って事業を進めていただきたいと。安易に受け渡しをして、そこで済ませてしまうというやり方はあまりよろしくないと思っておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

議長(今井保都君)

村長 安江眞一君。

村長(安江眞一君)

この直接事業ということではなくて、事業所に渡してやるという、縛りのあるものはそのようにするわけでございます。特に役場でそのまま使いますと、役場の職員の給料に使ってしまうと思われるかもしれないので、委託をしてやるものでございますので、そのような方法をとっております。その委託先の使い方をなるべく、今議員のおっしゃったようにお願いをしていくというのが役場の務めであると思っております。

〔挙手する者あり〕

議長(今井保都君)

1番 安江利英君。

1番(安江利英君)

今、村長も言われましたし、安倍議員も言われましたけれども、せっかくのお金でございますので、有効に使っていただきたいと。質問の趣旨もそういうことですので、景気が少しでも上向くようにということであろうかと思っておりますので、うまく有効に使っていただくようお願いして、そういうことを聞いただけのことでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

議長(今井保都君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これから、議案第33号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第2号)から、議案第35号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から、議案第35号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件については、原案のとおり可決されました。

議案第36号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第8、議案第36号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江宏君。

教育課長（安江 宏君）

議案第36号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成21年4月28日提出、東白川村長。

記1．契約の目的、東白川小学校大規模改造工事。2．契約の方法、指名競争入札。3．契約の金額2億6,670万円。4．契約の相手方、岐阜県加茂郡東白川村神土2109番地3、木村建設株式会社、代表取締役 木村成人。5．工事の場所、東白川村神土中通（東白川小学校）。

本工事につきましては、平成20年度補正で事業費を予算化し、その全額を繰り越して21年度において大規模改造工事を実施するもので、4月17日に入札を実施しました。21日に仮契約を締結しております。本日、本議案を議決いただいた後、本契約を締結するもので、契約後、平成22年1月29日までの276日間を契約工期として、建設工事のほか機械設備工事、電気設備工事を実施し、完了しようとするものでございます。

大規模改造工事の内容につきましては、建築工事は床、壁、天井、建具等の改修、機械設備工事につきましては給排水、空調、トイレ等の改修、電気設備工事につきましては照明、放送、警備等の設備の改修でございます。

指名業者は6社で、村内は木村建設株式会社ほか4社、村外は1社でございました。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これから、議案第36号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

55分より再開します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

副議長（安倍 徹君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、今井保都君から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、日程第9として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件

副議長（安倍 徹君）

追加日程第9、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、今井保都君の退場を求めます。

〔議長 今井保都君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

議会事務局書記（河田 孝君）

それでは朗読いたします。

辞職願。

このたび東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いします。平成21年4月28日、東白川村議会議長 今井保都。東白川村議会副議長 安倍徹様。以上です。

副議長（安倍 徹君）

お諮りします。今井保都君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。今井保都君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

今井保都君の除斥を解除します。

〔 3 番 今井保都君 入場 〕

今井保都君に議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行うことに決定いたしました。

議長の選挙

副議長（安倍 徹君）

追加日程第10、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

出入り口を閉めます。

〔 議場閉鎖 〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 安江利英君、2番 服田順次君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔 投票用紙配付 〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔 投票箱点検 〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔 投 票 〕

投票漏れはありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安江利英君及び服田順次君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 7 票、有効投票 7 票。

有効投票のうち、安江浩君 6 票、安江祐策君 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。よって、安江浩君が議長に当選されました。

本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定による告知をいたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新議長にごあいさつをいただきます。

新議長（安江 浩君）

ただいま本会議におきまして、21年度の議長の重責に選任をされました。謹んでお受けしたいと思っております。

本村も、非常に厳しい情勢下の中の財政及び人口減のあるところで、行政側の皆様も議会の皆様も一生懸命今までいろいろな対策に携わってきたところでございますが、本村は本年度に限りでありましょうか、財政規模も若干大きな予算を編成されまして、村民も元気が取り戻せるかなと、こんな感じの中でございます。こんなところで私が議長という重責を担うに当たり、議員の皆様方、また行政の皆様方の御協力を得て、この重責を全うしたいと思いますので、よろしくをお願いいたしまして、簡単でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（安倍 徹君）

続きまして、前議長よりごあいさつをいただきます。

3 番（今井保都君）

それでは、一言お礼を申し上げます。

この 1 年、村長を初め行政の皆様、そしてまた議員の皆様方の御支援・御協力をいただき、おかげさまで大過なく議長の責務を全うすることができました。ありがとうございました。

ただいま就任されました安江新議長におかれましては、ことしは立村 120 年に当たり、記念すべき年です。どうか頑張ってくださいと存じます。私も、一議員ではございますが、村の発展のために努力いたしますので、よろしく願いをいたします。1 年間、ありがとうございました。

副議長（安倍 徹君）

ここで暫時休憩といたします。

5 分間の休憩ということで、次回は 11 時 20 分から再開をいたします。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

議長（安江 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま安倍徹君から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第11として議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

副議長辞職の件

議長（安江 浩君）

追加日程第11、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、安倍徹君の除斥を求めます。

〔副議長 安倍徹君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

議会事務局書記（河田 孝君）

それでは朗読いたします。

辞職願。

このたび東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いいたします。平成21年4月28日、東白川村議会副議長 安倍徹。東白川村議会議長 安江浩様。以上です。

議長（安江 浩君）

お諮りします。安倍徹君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。安倍徹君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

安倍徹君の除斥を解除します。

〔4番 安倍徹君 入場〕

安倍徹君に副議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第12として選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第12として選挙を行うことに決定しました。

副議長の選挙

議長（安江 浩君）

追加日程第12、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番 安江祐策君、7番 熊澤光介君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安江祐策議員及び熊澤光介議員、開票にお立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、服田順次君6票、安江祐策君1票。

当選者、服田順次君です。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。したがって、服田順次君が副議長に当選されました。

本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新副議長にごあいさつをいただきます。

服田順次君。

新副議長（服田順次君）

ただいま副議長の重責に皆様方で御推挙をいただきまして、身に余る光栄と感謝と御礼を申し上げます。

もとよりその器ではございませんが、新安江浩議長のもと、一生懸命頑張らせていただきますので、どうか議員の皆様方、そして村長さんを初め役場の職員の皆さん方にはそれぞれの立場から御指導と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（安江 浩君）

続きまして、前副議長よりごあいさつをいただきます。

前副議長 安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

1年間の御協力ありがとうございました。

私どもも、あと1年となりました。新しい安江議長、服田副議長のもとでこれからも力を合わせて頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。御礼を申し上げ、簡単でございますが、退任のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

議長（安江 浩君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として常任委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

常任委員会委員の選任の件

議長（安江 浩君）

追加日程第13、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

なお、常任委員会については、当議会は総務常任委員会1委員会となっており、全議員が総務常任委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 安江利英議員から7番 熊澤光介議員までの全員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会の委員に選任すること

に決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室にて総務常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては議会運営委員会を考慮に入れてください。また、議会報の編集委員も決めてください。

午前11時33分 休憩

午前11時35分 再開

議長（安江 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長の互選結果及び議会報編集委員の選任結果を書記より報告させます。

議会事務局書記（河田 孝君）

それでは総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに議会報編集委員の選任結果を報告いたします。

総務常任委員長に安江祐策議員、総務常任副委員長に安倍徹議員。議会報編集委員は、服田順次副議長、安江利英議員、今井保都議員、熊澤光介議員。なお、議会報編集委員長には、慣例により服田順次副議長が就任されます。

以上で報告を終わります。

議長（安江 浩君）

以上のとおり、総務常任委員会の正・副委員長及び議会報編集委員が決定しましたので、報告します。

また、総務常任委員長には総務民教担当として、総務常任副委員長には産業建設担当としてそれぞれ担当いただきますので、よろしく申し上げます。

お諮りします。常任委員会の再編に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

議会運営委員会委員の選任の件

議長（安江 浩君）

追加日程第14、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員会委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、2番 服田順次議員、4番 安倍徹議員、6番 安江祐策議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、服田順次君、安倍徹君、安江祐策君の3名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に委員会室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。なお、議長は法第105条の規定に基づき委員会に出席します。

午前11時38分 休憩

午前11時40分 再開

議長（安江 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告させます。

議会事務局書記（河田 孝君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員長に安倍徹議員、議会運営副委員長に安江祐策議員、以上のとおりです。

議長（安江 浩君）

以上のとおり、議会運営委員会の正・副委員長が決定しました。

閉会の宣告

議長（安江 浩君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成21年第1回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午前11時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員